



BRIDAL INSTITUTIONAL
ASSOCIATION

PRESS RELEASE

2019年3月27日

公益社団法人日本ブライダル文化振興協会

ブライダルサービス向上を目的とした認証制度をスタート！

～4月1日時点で、24社180事業所を認証～

公益社団法人日本ブライダル文化振興協会（BIA）は、新郎・新婦に安心してブライダルサービスを受けていただくための行動指針として「ブライダルサービス宣言」を制定いたしました。この度、本宣言の趣旨に賛同し、宣言を遵守することを誓約した事業者を、「ブライダルサービス宣言」遵守事業者として、認証することとしましたので、お知らせいたします。

引き続き、本宣言の趣旨に賛同する企業の拡大を図り、ブライダルサービスの向上に取り組んで参ります。

認証企業・事業所数（4月1日現在）

24社 180事業所

「ブライダルサービス宣言」とは、

◆ ブライダルサービス宣言とは、

ブライダルサービス宣言（以下、「宣言」といいます。）は、契約から結婚式当日まで新郎・新婦に安心してブライダルサービスを受けていただくための行動指針として制定しました。

宣言は、契約時の説明責任、提供サービス・料金体系の明確化、法令遵守等、企業として果たす役割を明確にしたものです。

◆ ブライダルサービス宣言遵守事業者とは、

公益社団法人日本ブライダル文化振興協会（以下、「BIA」といいます。）では、この趣旨に賛同し、宣言を遵守することを誓約した事業者を「ブライダルサービス宣言遵守事業者」として認証し、「宣言マーク」の使用を認めております。

ブライダルサービス宣言遵守事業者は、国民の皆さまに安心・信頼して頂ける事業者として、ブライダルサービスの向上に取り組んでまいります。

本件に関する詳細については、当協会 HP をご参照ください。

<https://www.bia.or.jp/>



<本件に関する問合せ先>

公益社団法人日本ブライダル文化振興協会

担当：事務局長 佐々木 貴夫

TEL 03-6225-2611 EMAIL info@bia.or.jp

<ブライダルサービス宣言>

1 行動原則

私たちは、ブライダル事業の社会的意義を自覚し、誠実で公正な事業活動を通じて地域社会の発展に寄与し、社会にとって有用な存在であり続けます。

2 新郎・新婦への十分かつ適切な情報提供について

- ① ホームページ、営業用パンフレット、広告又は宣伝等において、不当表示・虚偽表示や過大な値引き及び景品等の提供は行わず、新郎・新婦が安心して商品・サービスを選択できるよう努めます。
- ② 常に適切な営業活動を行い、公正かつ自由な競争の確保に努め、同業他社に対する誹謗中傷、その他法令違反や反社会的行為は行いません。
- ③ 提供する商品・サービスについては、その内容や価格が明記されたパンフレット及び価格表等の資料（以下、「パンフレット及び価格表等」といいます。）を必ず提示します。
- ④ パンフレット及び価格表等は、明確かつ平易な表現により、新郎・新婦にとって分かりやすい内容となるよう努めます。
- ⑤ 新郎・新婦の要望を誠実に受け止め、必要事項や注意事項、適応条件等、認識の齟齬をきたさないよう分かりやすい見積書を作成し、説明の上お渡しします。
- ⑥ 主要な契約内容は、契約締結前に約款等をもって明示します。
加えて以下の項目については、担当者より口頭にて説明します
 - ・ 契約成立の条件
 - ・ キャンセル規定（申込金・内金の取り扱い含む）
 - ・ 利用制限（持ち込み料等）
 - ・ 禁止事項
- ⑦ 契約締結の判断を求めるときには、新郎・新婦の意思を最大限に尊重します。
- ⑧ 契約締結後の打ち合わせ等によりサービス内容・金額に変更がある場合は速やかに説明を行うとともに、見積書を再発行します。
- ⑨ 疑問や不明な点については、親身になって対応します。

3 関連法令の遵守

ブライダルサービスを提供する上で必要な、消費者契約法や個人情報保護法をはじめとする関連法令等を遵守します。

4 個人情報保護

- ① 個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を定め、明示し、情報漏えい防止に努めます。
- ② 個人情報保護のための社内体制とフローを整備します。

5 利用者の安心・安全の確保

- ① 食品等の衛生管理を徹底し、利用者の安心・安全の確保に努めます。
- ② 施設環境の整備を進め、利用者の安全性・利便性向上に努めます。

6 トラブル・苦情への適切な対応

- ① 新郎・新婦、利用者からトラブル・苦情等の相談があった場合は、誠実に相談に応じ、速やかにその解決に努めます。
- ② B I A及び消費者センター等の外部団体よりトラブル・苦情等の相談があった旨通知を受けた場合、速やかに解決に努めます。
- ③ 従業員教育を徹底し、トラブルの発生を防止するとともに、トラブル対応の社内体制とフローを整備します。

7 従業員教育

従業員に対して、サービスの質の向上に向けて、事業に関係する法令及び本宣言基準等の知識を十分に理解させるため、年間1回以上の教育を実施します。

8 サービスレベルの向上

協力事業者／取引先とは、良好な関係を保ち、遵法のうえで協同し、上質なブライダルサービスの提供に努めます。サービスレベルを向上し続けるために、従業員が働きやすい職場環境の整備に努めます。

9 宣言基準を遵守した運営状況の確認と自律的な改善について

本宣言基準を遵守するため、基準監督責任者を定め、自主的に運営状況を確認し、常に改善に努めます。

なお、この制度は、この趣旨に賛同し、宣言を遵守することを誓約した事業者を認証するもので、認証を受けていない事業者のサービス水準や対応を否定するものではありません。また、お客様と事業者の間に発生した個別事案の解決を仲裁するものではありませんので、ご了承の程、よろしくお願い申し上げます。